

平成 28 年度

第 1 回 静岡県総合教育会議

議事録

平成 28 年 4 月 25 日 (月)

第1回 静岡県総合教育会議 議事録

1 開催日時 平成28年4月25日(月) 午後1時30分から3時まで

2 開催の場所 県庁本館4階議会特別会議室

3 出席者 知事 川勝平太
教育長 木苗直秀
委員 加藤文夫
委員 溝口紀子
委員 斉藤行雄
委員 興直孝
委員 渡邊靖乃

4 議事

(1) 平成27年度県総合教育会議の成果(報告)

(2) 平成28年度協議事項等の決定

(3) その他

- ・学校における「富士山の日」の状況
- ・県行財政改革推進委員会意見書「学校給食関係」への対応

【開 会】

事務局： 定刻になりましたので、ただいまから平成28年度第1回総合教育会議を開催いたします。

本日は、お忙しい中、御出席を賜り、誠にありがとうございます。

私は、本日司会を務めさせていただきます、文化・観光部総合教育局の鈴木と申します。よろしく願いいたします。

本日の議事は、平成27年度県総合教育会議の成果(報告)と、平成28年度協議事項等の決定及びその他であります。

それでは、開会に当たりまして、知事から御挨拶申し上げます。

川勝知事： 皆様、平成28年度の第1回総合教育会議に、教育長以下全員御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

昨年は、合計5回の総合教育会議を開催することができました。夏休み2か月ほどを除きますと、2か月に1回開催できたこととなります。これは社会総がかり、地域総ぐるみの教育をするために作られた総合教育会議が機能している証であり、教育委員会の皆様方の御協力に改めて感謝を申し上げます。

私自身は、私の個人的な意見というよりも、地域の代表や有識者の方々の意見をお聞きし、総合教育会議に臨んでまいりました。

もともとは、2年前に作られました「地域とともにある学校づくり検

討委員会」で私が聞き役になり、地域の代表の方々に教育に関する様々な施策案を作っていただきました。

それを受けて、昨年、「地域自立のための『人づくり・学校づくり』実践委員会」を立ち上げ、そこで出てきた御意見・御提案等に基づきまして、教育委員会の皆様方に御議論を賜った次第でございます。

その成果の一つが、「ふじのくに『有徳の人』づくり大綱」でございまして、いろいろと御意見をいただき、ありがとうございました。

本日の議題は、前回の協議事項の素案を改めて皆様に御提示申し上げまして、御意見を賜り、今年度の協議事項を決定することとでございます。大変重要な会議でございますので、何とぞよろしくお願いを申し上げます。以上でございます。

事務局： ありがとうございます。
次に、木苗直秀教育長から御挨拶をお願いします。

木苗教育長： 教育長の木苗でございます。
教育委員会を代表して御挨拶申し上げます。
平成28年度がスタートいたしました、この総合教育会議も2年目を迎えて、気の引き締まる思いでございます。

昨年度は5回の協議を通しまして、「教職員及び高校生の国際化」、「社会総がかりの教育に向けた地域人材の活用」、「『新しい実学』の奨励」など、教育現場の活性化に関わる具体的な方策について議論を進めてまいりました。

その結果として、グローバル人材育成基金の創設と活用、人材バンクの構築、地域スポーツクラブの設立など、今年度から具体的に事業化されることになりました。

さらに、社会総がかりの教育実現に向けて、「ふじのくに『有徳の人』づくり大綱」が、本年2月23日に策定されました。この大綱は、平成29年度までの2年間のものですが、喫緊に取り組むべき重点方針、あるいは「有徳の人」づくりに向けた基本姿勢などがより明確に提示されました。

私は、昨年5月に教育長を拝命し、総合教育会議の場において、川勝知事とも積極的かつ、率直な意見交換をさせていただきましたことを大変うれしく思っております。

昨年は現場主義と申しましたが、今年もできるだけ学校訪問を実施いたします。これまで、二十数校になりますが、小学校、中学校、高校等を訪問させていただきましたし、教育委員の皆様と一緒に移動教育委員会を10回開催いたしました。

また、その場で児童・生徒、保護者、地域の方々、教職員から生の声を聞かせていただきました。

さらに、35市町の首長さんたちの会議が年に2回ありましたが、昨年

は7月と12月の両方に出席させていただきました。教育委員会事務局の10名の課長も一緒に出席し、私が30分くらいお話しして、その後、それぞれ質問を受けました。

本県が目指す「有徳の人」づくりの一層の推進に向けて、学校、家庭、地域が一丸となって、それぞれの役割を担って、連携を更に強化するために、このような意見交換は非常に良かったと思っております。

本日の議題は、本年2月の総合教育会議で提示された新たな協議事項の素案4項目を基に、今年度の協議事項を決定する予定でございます。

今年度は、大綱の実現に向けて、更に積極的に取り組んでいく所存でございますので、知事及び知事部局の各部局長の皆様には、是非、今年も御助言をお願いしたいと思います。簡単ですが、私の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

事務局： ありがとうございます。

それでは、議事に入ります。これからの議事進行は川勝知事をお願いします。

川勝知事： それでは、次第に基づきまして、本日の議事を進行いたします。

議事の1つ目は、「平成27年度総合教育会議の成果（報告）」です。

事務局から資料の説明をお願いします。

事務局： 事務局から、平成27年度県総合教育会議の成果について御報告いたします。

資料の2ページをお開きください。

昨年度の総合教育会議の成果の一つは、5回にわたった総合教育会議の協議を踏まえて策定されました、「ふじのくに『有徳の人』づくり大綱」でございます。

本日、お手元にも配付してございますが、本県の大綱は教育の基本理念として、ふじのくにの未来を担う「有徳の人」の育成を掲げ、「文武芸三道の鼎立の実現」などを基本姿勢として定め、さらに、重点取組方針として『新しい実学』の奨励など8つの項目を掲げました。

今後、県民だよりや教育委員会広報紙などによりまして、県民の皆様や県内全ての学校に周知してまいります。

昨年度の総合教育会議のもう一つの成果は、4つの協議題におけるそれぞれの合意事項が、平成28年度の新規事業として予算化されたことでございます。

2ページの下段には、昨年度の4つの協議題と合意事項を記載しておりますが、3ページから8ページにかけて協議題別の合意事項の事業化状況を記載してございます。

表のうち太字・太枠のものが新規事業でございます。この新規事業を中心に主な事業を説明させていただきます。

恐れ入りますが、9ページをお開きください。

「教職員及び高校生の国際化」につきましては、「ふじのくにグローバル人材育成基金」が新たに設けられることとなりました。国の内外で活躍するグローバル人材の育成を社会総がかりで支援するため、県拠出金や寄附金により、1億5,000万円余りの基金を創設いたしまして、この基金を活用して5年間で900人の高校生、教職員の海外留学、海外研修等を支援いたします。

11ページをお開きください。

スポーツ人材活用推進事業（人材バンク）でございます。

中学校や高等学校の運動部活動を支援するため、地域の人材を指導者として派遣する、新しいスポーツ人材バンクを構築いたします。

人材バンクの構築に当たっては、3名のコーディネーターを配置し、外部指導者の人材発掘や研修を行うとともに、エンドユーザーである学校や競技団体等へ積極的な広報活動を展開いたします。

12ページを御覧ください。

地域スポーツクラブ推進事業でございます。

学校に希望する運動部活動がない生徒を支援するため、県がモデル事業として磐田市に地域スポーツクラブの設置を委託いたします。

具体的には、2の(1)にありますとおり、1つは常設のスポーツチームを設置いたします。競技種目はラグビーと陸上を予定しております。5月から活動を開始いたします。

さらに、学校の運動部活動に加えて、より高いレベルの技術指導を望んでいる生徒を対象にトレセン・スポーツ塾を開催いたします。

また、健康づくり等のためにスポーツへの参加を希望する生徒に対して、スポーツ体験教室を開催いたします。

13ページを御覧ください。

地域産業を支える実学奨励事業でございます。

本年10月上旬に、草薙運動公園で「ふじのくに実学チャレンジフェスタ」を開催し、専門高校等による学習成果の発表や、さまざまな実学の分野にわたりまして、生徒の実習、課題研究などの成果発表や作品の展示販売などを行いまして、新しい実学に対する社会的評価の向上を目指します。

14ページを御覧ください。

外国人留学生受入強化事業でございます。

県内大学への留学生を増やすために、アジア圏の高校生を県に招きまして、キャンパスツアーや講義の受講、文化体験などを通じて県内大学の魅力を直接伝える取組を開始いたします。

具体的には、科学技術振興機構の「日本・アジア青少年サイエンス交流事業」の助成金を活用いたしまして、秋ごろをめぐりに約10人の学生を1週間程度受け入れます。

この事業をきっかけに、留学生の増加のみならず、日本人学生の意欲

向上やグローバル人材の育成につなげていく方針でございます。

以上で、事務局からの説明を終わります。

川 勝 知 事： ありがとうございます。

総合教育会議の合意事項が、今年度の新規事業にどのように生かされているかの御説明でございます。

特段の御質問がなければ次に移りたいと存じますけれども、よろしいですか。

教 育 委 員 会： （挙手する者なし）

川 勝 知 事： それでは、次の議事に移らせていただきます。

議事の二つ目でございます。「平成28年度協議事項等の決定」につきまして、事務局から資料の説明をお願いします。

事 務 局： 事務局から「平成28年度協議事項等の決定」に関する資料を御説明いたします。

本編資料の15ページでございます、資料2「平成28年度協議事項等の決定」を御覧ください。

平成28年度の県総合教育会議におきましては、昨年度の合意事項の進捗状況をフォローアップいただきますとともに、「ふじのくに『有徳の人』づくり大綱」の実現を図るため、新たに4項目を御協議いただくことを提案いたします。

この協議事項の案は、昨年度の第5回の総合教育会議で、教育委員の皆様からいただいた御意見を反映させたものでございます。

まず1つ目は、「高等教育機関の機能強化と知的・人的資源の活用」でございます。

これは、大綱の重点取組方針の「高等教育の充実」に基づく協議題でございます。想定される論点は、「高等教育機関相互の連携」や「高等教育機関や研究機関の人材の教育現場への派遣」などでございます。

前回の会議におきまして、教育委員会からは、「職業能力開発校等から大学へ編入学する制度」等について、国の教育再生実行会議で審議されている内容等を御紹介いただいたところでございます。

2つ目は、「徳のある人材の育成」でございます。

この協議題につきましては、第5回総合教育会議に出席されました、「地域自立のための『人づくり・学校づくり』実践委員会」の矢野委員長から「少し掘り下げて、いろいろな角度から議論するべきである」との御発言をいただきました。

想定される論点は、「読書活動の推進」や「本物の芸術・文化に触れる機会の充実」などでございます。教育委員会からは、「小学校で身に付けた読書習慣を中学、高校でどう継続するか」といった御指摘をい

ただいております。

3つ目は、「個々の才能や個性を伸ばす多様な学習機会等の提供」で
ございます。

これは、重点取組方針の「『確かな学力』の育成」に基づく協議題で
ございます。

想定される論点は、「『確かな学力』の育成」や、個々の児童・生徒の
実情に応じて、きめ細かな対応が求められます、「特別支援教育の充
実」などでございます。

4つ目は、「地域ぐるみ、社会総がかりで取り組む教育力の向上」で
ございます。

これは、重点取組方針の「家庭における教育力の向上」に基づく協議
題でございますが、想定される論点は、「子供の貧困対策」や、「家庭
教育支援」、「いじめ問題」などでございます。

教育委員会からは、「格差や貧困など、教育の陰の部分も解決してい
かなければならない」という御意見、あるいは、「教育の弱者と言われ
る人の目線を入れる」などといった御意見をいただいております。

最後に年間スケジュールでございますが、今年度も昨年同様、総合教
育会議5回、実践委員会5回の開催を予定しております。

以上で、事務局からの説明を終わります。

川 勝 知 事： ありがとうございます。

それでは、教育委員会の皆様から御意見をいただきたく存じます。

斉藤委員からお願いいたします。

斉 藤 委 員： 昨年度の総合教育会議で議論をされたことが、具体的な事業として日
の目を見たということで、大変素晴らしいことだと思います。

今年度の協議事項のテーマについてでありますけれども、私は最初の
「高等教育機関の機能強化と知的・人的資源の活用」は大変大きなテ
ーマで、非常にやる価値があるものだと思います。

特に、大学や研究機関の人材を教育現場に派遣して、若い人たちの教
育に関わらせていくことは重要だと考えます。これまでも、「高校生の
アカデミックチャレンジ」という施策を実施しておりましたが、これ
がもっと具体的に展開できると考えています。

例えば、木苗教育長の御専門である薬学や、農学や工学など、さまざ
まな分野の研究者を高校に出張させて、その分野に対する関心を高校
生に植え付けていくことは、将来の高校と大学の連携に大変役立つの
ではないかと考えています。

それから、2番目の「徳のある人材の育成」については、昨年度の総
合教育会議で協議した、グローバル人材を育てるという観点において
も非常に大切な問題であります。

グローバル人材を育てるためには、中学、高校の英語はあくまで土台

であって、その上にどれだけ積み増しができるかが勝負になるだろうと思います。

そのためには、読書や芸術・文化に触れる機会が非常に大切であって、グローバル人材とは、幅広い教養や、異文化を受け入れる寛容さが重要であり、そのような資質は、本から培われるものが大変多いだろうと考えています。

静岡県には、「読書県しずおか」というキャッチフレーズが前からあります。大変素晴らしいキャッチフレーズですが、このフレーズが本当に認知されているかどうかは疑問に思います。

子供の頃に本を読まないで、大人になってからも本は読みません。また、親が本を読まないで、子供に本を読めと言っても読みません。先生方が本を読まずして子供たちに本を読めと言っても、子供はそのような方向には向きません。

朝読書や「ブックスタート」など、さまざまな読書活動がございますが、アクティブ・ラーニングが注目される中で、もっと、授業で本を活用していく方法があると思います。

図書館で調べ物をする授業など、基本から始めることが非常に大切だと思っています。そのためには、大人の意識、つまり、親の意識や教職員の意識を変えることが重要であると考えています。

意識付けの問題ですから、お金がかかる問題ではありません。大人の意識を変えるような施策を教育委員会で実施していくことが非常に大切だと考えています。以上でございます。

川 勝 知 事： ありがとうございます。
それでは、加藤委員お願いします。

加 藤 委 員： 昨年度は、いろいろな問題を協議して、それを実際に予算化することができました。お金なくして施策を進めることはできませんので、これは非常に良かったと思います。

総合教育会議は県民全体に開かれた中で行われています。昨年に引き続いて、今年はどうのように進めていくのか。4つの議題のうち1番目と2番目は斉藤委員からお話がありましたので、私は3番目、4番目の協議題案についてお話をします。

3番目の「個々の才能や個性を伸ばす多様な学習機会等の提供」でございますが、想定される論点に「『確かな学力』の育成」がございます。これは、「グローバル人材の育成」ともつながっています。

これまでの学校教育は知識偏重でしたが、現在、教育現場はICT化が進んでおり、反復して知識を得ることは、家庭などでPCを使ってやることができます。したがって、学校教育では、そのような授業は必要なくなると私は考えています。

学校教育では知識を得るために使っていた授業を、これからは生徒に

ディスカッションをさせながら、他者の多様な意見を聞き、一つのコンセンサスを作るような授業に変えていくようになると思います。

これは特別支援学校にも言えることですが、特別支援学校の出口は社会です。社会人として一定の役割を果たすことが特別支援学校に通う子供たちにも求められているわけですから、できるだけ実学に沿った知識偏重にならない教育が必要になってくると思います。

それから4番目の協議事項案である、「地域ぐるみ、社会総がかりで取り組む教育力の向上」であります。想定される論点に「子供の貧困対策」がございます。先日、県教育委員会でも対策案が出ておりましたけれども、私が非常に気にしている問題です。

特に、いじめの問題や不登校の問題。これは独立して起こる問題ではなくて、貧困家庭の子供がいじめの対象になったり、貧困家庭の子供たちが不登校になったりしている場合もございます。つまり、貧困問題そのものがいじめであり、不登校の問題であると認識しています。

家庭教育の問題についても、支援したくても貧困家庭については支援のしようがない状況があります。貧困家庭においては、家庭に子供を帰すだけではなく、もう一度社会に戻して、教育の機会を与えるような方法を考える必要があります。これは、放課後学習など行政や学校でさまざまな制度や取組があると思いますけれども、そのような場所を活用して教えていかないと、単に家庭に帰すだけでは、貧困家庭の子供たちは教育の機会を失ってしまうと思います。

そのようなことを、総合教育会議の場で協議していきたいと考えております。以上です。

川 勝 知 事： 加藤委員、ありがとうございました。

それでは、一当たり御意見頂戴して、先に進めたいと思います。

興委員からお願いします。

興 委 員： まず協議事項の1番目の「高等教育機関の機能強化と知的・人的支援の活用」についてです。協議題としては、さまざまなことをカバーできるとは思います。想定される論点を見ますと、もう少し切り口が多面的、多角的であったほうが良いと思います。

論点の一つには、「高等教育機関相互の連携」とあり、確かに連携することは、高等教育機関の機能強化の一助だろうと思います。しかし、本質的には、県内大学の長所をうまく生かすような高等教育機関の機能強化策を、県の施策として打ち出す必要があると考えます。

加えて、静岡県らしい「実学の奨励」が、これまで再三触れられておりますが、高等教育機関や研究機関の人材を教育現場に派遣するだけではなく、むしろ、「高校と大学の連携・接続のあり方検討委員会」でも意見がございましたが、志やポテンシャル、可能性があるような人材を高等教育機関が引き受けて、道を開かせる努力が期待されていま

す。それには、個々の大学で取り組もうとしても限界がありますので、県が環境づくりをしていく努力が必要です。

研究者等を教育現場へ派遣するだけではなく、高等教育機関が志やポテンシャルのある人材を受け入れていく環境整備と文化醸成を、県のイニシアチブで進めていく必要があると思います。

次に、「徳のある人材の育成」と、「地域ぐるみ、社会総がかりで取り組む教育力の向上」のどちらで取り上げるべきかわかりませんが、主権者教育の問題でございます。

今年は投票権が18歳になります。中等教育機関においては、主権者として必要なものは何かを生徒に考えさせることが重要であり、行政機関として重要なことは、教育現場において、開かれた形で議論を促進させる環境づくりだと思います。

学校において、次世代の主権者をどのように育てていくかを考えることは重要であり、教育委員会として、主権者としての自覚を生徒に持たせるような施策を打ち出すことが必要であります。

それには、県教育委員会が所掌する公教育だけではなく、知事部局が所掌する私学教育も含めて、社会総がかりで、次世代の主権者をどのように育てるべきかを考えることが重要であります。

最後に、先ほどの県総合教育会議の成果報告の中で、『『ふじのくに実学チャレンジフェスタ』を開催し、『新しい実学』に対する社会的評価の向上を目指す』と御説明がございました。「新しい実学」に対する現在の認識を少しでも良いものにしたいという意味に私は受け止めましたが、魅力ある人材を育成するためには、むしろ、それを超えて、「新しい実学」の積極的な推進が必要だろうと思います。以上です。

川 勝 知 事： どうもありがとうございました。次に渡邊委員お願いします。

渡 邊 委 員： 私は、「徳のある人材の育成」に惹かれておりまして、実は昨年度末に、県の主催する、「伊豆の食を詠む」という落合楼で開催されたイベントに参加しました。

前半は歌人の田中章義先生による、伊豆半島で詠まれた和歌の講義を受けまして、与謝野晶子さんの歌ですとか、万葉集の時代から伊豆を詠んだ歌をたくさん教えていただきまして、太古の昔から伊豆は自然豊かな素晴らしい場所だということを学びました。

その後、和歌に関連した伊豆の旬の素材を使って調理した料理をいただくイベントや、和歌のワークショップがありまして、「和歌づくりをしながら若づくりになろう」ということで、非常に充実した一日を過ごさせていただきました。

伊豆半島だけではなく、静岡県全域で地域を詠んだ和歌や文学、地域を描いた芸術がたくさんあるかと思っていますので、食などと結び付けて伝えられたら、大人も子供も静岡県にある本物の芸術・文化をもつ

と楽しむことができるのではないかと思います。

また、県内には素晴らしい美術館がたくさんありますけれども、忙しいということで、なかなか足を運ばれていない方もいらっしゃるかもしれません。「伊豆の食を詠む」のようなイベントをきっかけに美術館に行かれる方もいらっしゃると思いますし、大人が本物の芸術・文化に触れることで、子供たちにも伝わるがありますので、是非、芸術・文化を通じて、「徳のある人材の育成」を進めてほしいと思います。

4番目の「地域ぐるみ、社会総がかりで取り組む教育力の向上」においては、貧困対策等でさまざまな機関がいろいろと工夫をして、サポートに当たっていらっしゃいます。

利用者の方が利用しやすくなるような工夫を学校現場とともに考えていく必要性を感じますし、また、関係機関が情報を共有することが重要であり、情報がうまく共有できていないことで、子供たちを救ってあげることができなかつたなどという話も他県では聞きますので、静岡県内で関係機関がより情報を共有して、ともにサポートしていけるというような可能性も探っていきたいと感じております。以上です。

川 勝 知 事： それでは、溝口委員お願いします。

溝 口 委 員： 昨年度の成果を見ると、本当に充実した会議が開催されたと思います。以前は、知事とお話しする機会は、お食事を共にしながら年に1度程度でした。

昨年は、総合教育会議はもちろんですが、「地域自立のための『人づくり・学校づくり』実践委員会」にもオブザーバーとして出席させていただいて、10回程度、知事のお考えを聞く機会をいただきました。

先ほど、事務局から御報告があったように、知事と教育委員会が協議し、合意した事項が予算化され、期待された効果があったと思います。

特に、私の故郷の磐田市で地域スポーツクラブが設立されました。まずは、ラグビーと陸上という、公立中学校では実施していない種目に目を付けたところも、すごくいいと思っております。

さて、今年の協議事項についてですが、1点ずつ感想を述べさせていただきます。

まずは、「高等教育機関の機能強化と知的・人的資源の活用」については、私も高等教育機関の人間でして、以前から大学間の相互連携や高校等の学校現場への派遣などはありましたが、なかなか実が上がっていないというか、フィードバックができてない気がします。

私も高校へ授業に行く機会がありましたが、それを受けて、高校生がうちの大学に入学したかどうかという単純な効果しかわからなくて、その他にどのように波及しているのかよく見えていません。

それから、県内の高校がグローバル・ハイスクールの指定を受けて活動していますが、高校に招かれている研究者を見ると、県内にも卓越

した研究者がいるのにもかかわらず、県外の研究者ばかりです。

県内の研究者は他分野になると全然交流がありません。したがって、他分野の研究者を紹介しようとする、県外の研究者になってしまうことも多いと思います。

高大連携事業などは、既に実施していると思います。課題を一度洗い直していただいて、更にブラッシュアップした事業が展開されることを期待しています。

2点目の「徳のある人材育成」と4点目の「地域ぐるみ、社会総がかりで取り組む教育力の向上」を併せて意見を述べさせていただきます。

私は社会学を勉強しているので、まさに「文化資本」という言葉がマッチングするのではないかと思います。フランスのブルデューという学者が言っていたと思いますが、文化的素養、教養などの「文化資本」の差が社会階層を生んでいるということです。

例えば、小さな頃からオペラを楽しんでいると、オペラからギリシャ神話や、ピアノや語学の素養などが自然と身に付きます。

文化的な素養がないまま、英語などの語学や世界史などの歴史を学ぶと、片仮名だけが頭に入ってきて、覚えにくいと思います。

静岡県は文化的資源が豊富であり、文化的な素養や教養を身に付けるには素晴らしい場所だと思います。

静岡県には本に出てくるような自然豊かな場所や歴史ある建築物がたくさんあり、リアリティーを持った読書体験ができます。

社会教育施設も三ヶ日青年の家などがありますし、スポーツ施設でも、例えば、ヨットやボートなどが経験できる場所もあります。

また、劇場を備えたグランシップがありますし、美術館もたくさんあります。そのような施設で文化的な素養や教養を与えていくことで、貧困などを解消していくことができるのではないかと考えます。

学歴だけではなく、文化資本という考え方が、これからの教育の新しいきっかけになっていくのではないかと思います。

「個々の才能や個性を伸ばす多様な学習機会等の提供」については、これまで、小・中学校では学力調査等の問題で「確かな学力」について議論がなされてきました。一方、高校の学力について、例えば、センター試験の成績は全国的に見てどうかという議論もあります。

私は、学力というのはテストの成績だけではなく、むしろ、文化的資本が、生涯学習のきっかけになると考えています。

現在、国は英語教育に力を入れていますが、次世代の教育を考えると、もっと多言語化を進めるべきではないかと考えます。

高校では、多言語教育を始めているところはあると思いますが、国際的なビジネスマンを見ると5か国語以上を話せる人が多いです。多言語教育を充実させたら、多様性が出てくると思います。

最後に、想定される論点の一つにある、「特別支援教育」についてですが、本県は他県と比較すると施設も含めて、非常に充実しているの

ではないかと思えます。一方で、特別支援学校におけるキャリア教育をどうしていくのか。高等部が増えているので、就職支援などの出口を考えていかなければなりません。入口と出口を切り離してしまわないような、特別支援教育のあり方についても、これまで以上に深い議論ができればと期待しております。以上でございます。

川 勝 知 事： ありがとうございます。他にいかがでしょうか。それでは、教育長、お願いいたします。

木 苗 教 育 長： ただいま5人の教育委員の皆様からいろいろな御意見を伺いました。昨年度末の総合教育会議で、平成28年度の協議事項素案ということで、この4項目について協議し、その時の意見を反映させたものを、協議事項案として本日取り上げ、協議いたしました。

大綱では、「有徳の人」づくりに向けた重点取組方針として、8つの項目を掲げています。本年度の協議事項はその具現化を図る上で重要なテーマだと思えます。先ほど、教育委員の皆様からいただいた意見は、重複している部分もございますので、意見を整理して協議していきたいと考えています。

私は4つの協議事項について、教育委員の皆様からいただいた御意見を論点として整理し、優先順位を付けて協議し、具現化していくことが大切だと思えます。

まずは、「高等教育機関の機能強化と知的・人的支援の活用」ですが、興委員から御意見がありましたけれども、もう少しわかりやすく論点を整理して協議したいと思えます。

「徳のある人材の育成」については、読書活動に関する意見がございました。静岡県は井上靖さんなどの著名な文人を輩出しておりますし、歴史に詳しい方もいらっしゃいます。

また、本物の芸術・文化に触れるという点では、環境に恵まれていると言えます。私は、この間、静岡南高の跡地にできました地球環境史ミュージアムを2時間ほど見てきました。素晴らしいものです。

学校の机や椅子を、全部活用していただきましたし、ディスカッションできるようになっていて、私も1時間の予定が2時間になって、いろいろと質問させていただきました。

「個々の才能や個性を伸ばす多様な教育機会等の提供」では、想定される論点として、「『確かな学力』の育成」がございました。静岡県は小中学生の学力調査の問題もありましたけれども、目先の結果だけでなく、個性を伸ばす、褒めて育てることも将来性を考えると大切です。

「地域ぐるみ、社会総がかりで取り組む教育力の向上」では、「子供の貧困対策」が想定される論点となっております。

静岡県は母子家庭が約3万1,000世帯、父子家庭が約7,000世帯ありますし、経済格差から生じる教育格差という問題とも関連してきます。

教育委員会としては、すべての児童生徒が平等に学習する機会を得られるように考えています。

それから、いじめの問題や虐待の問題等も考えていきたいと思います。子供たちが生まれてきて良かった、今度は自分たちがこういう社会を作っていきたいと思えるような社会を作っていくべきであると考えています。

教育委員会では、川勝知事には格別の御配慮をいただいておりますが、知事部局の御協力をいただきながら、次世代を担う人材づくりを進め、地域だけではなく、日本や世界に貢献できる、グローバル人材の育成を進めてまいります。

今年度は、協議事項の4項目を更にブラッシュアップすることによって、相当いいものになると思っております。以上です。

川 勝 知 事： ありがとうございます。

平成28年度は、「ふじのくに『有徳の人』づくり大綱」の実現を図ることが大切です。大綱には何をなすべきかが書かれております。事業化が一部進んでいるところがあります。

また、県民の公金を使った事業ではありません。木苗教育長に御尽力賜りまして、「ふじのくにグローバル人材育成基金」が創設され、予算は1億5,000万円強でございますけれども、その3分の1余りは民間からの御寄附となっております。

総合教育会議で協議し、合意したことについて、県民の皆様方から御支援をいただいていることを申し上げておきたいと存じます。

今後も、昨年度の合意事項の事業化に関する進捗状況を、随時、教育委員会の皆様方とともに確認してまいります。

それから、今年度の協議事項につきましては、特段の御異論がなかったと存じます。むしろ、4つの協議事項案に対しまして、さらに突っ込んだ形での御提言がありました。今後、第2回目以降の総合教育会議におきまして、この4つの協議事項をベースに協議してまいります。

「高等教育機関の機能強化と知的・人的資源の活用」については意見を申し上げますと、教育機関の一番上は高等教育機関であります。

研究者が新発見とか、文化的な貢献をなさいますと、それが一般的知識になって、やがて教科書になり、高等学校、中学校、小学校で優しく説かれていく訳でございます。

したがって、一番トップで文化を創ることをしないと、どうしてもマンネリ化してしまいます。高等教育機関や研究機関が、しっかりしていないといけません。

この点については、興委員から御提言がございました。興委員は静岡大学の学長をされ、静岡文化芸術大学の理事もされていましたがけれども、静岡文化芸術大学と静岡大学の情報学部、工学部はすぐ近くにございますし、静岡大学の工学部と浜松医科大学は地域の中で連携して

おります。

一方、静岡市内におきましては、静岡大学や木苗教育長が学長をなさっていた静岡県立大学もございまして、常葉大学もございまして。それ以外に美術館、博物館等がございまして。

美術館、博物館も研究機関でございまして。こうしたところは非常に立派な先生方に来ていただいておりますので、こうした方々の御研究の成果を、あるいは、御研究のベースになっているものを教育現場におろしていく必要があると思っております。そのための仕組みを考えなくてはいけないということです。

静岡大学は6つの学部を擁する地域創造学環をおつくりになられました。各学部に横串を刺して、ネットワークを構築して教育に生かしていこうという意図でございまして。

県内の国立、県立、私立大学等の高等教育機関や、県を含めたさまざまな研究機関が合わさって、教育に資する仕組みづくりをしていかなければならないと存じます。

「徳のある人材の育成」につきましては、斉藤委員が読書活動について御発言されましたとおり、読書しないで読書県というのはおかしいと存じます。

県の部長、局長、課長に、1か月に何冊本を読んだのかと聞きます。読んだ本のタイトルを出してもらうことも考えます。私自身も何を読んだのか、機会があれば部局長会議で申し上げますし、部局長にも述べていただきます。

以前の教育委員会は、トップクラスの方が本を読んでいない印象を持っています。忙しいから読んでいないと堂々と言われるぐらいでございました。先生や大人が本を読まないといふことは子供は本を読まないといふことがあると思っております。

いろいろな子供がいますから、渡邊委員がおっしゃったように田中章義さんのように和歌を詠むことも大切です。彼は高校時代から才能があつて、ユネスコの文化大使にもなっていますし、県の万葉集二十巻の編集委員にもなっていていただいております。

「花に鳴く鶯、水にすむ蛙の声を聞けば、生きとし生けるもの、いづれか歌を詠まざりける」とありますが、歌を詠むというのは、自然を見る感性が養われるだろうし、自然の中におるとおなかが減るので、食文化もあわせて学んでいくと楽しいですね。

楽しいと若返っていきます。神社の周りには左近の桜、右近の橘とありますけれども、右近の橘はいつでも緑です。左近の桜はきれいに散っていきますけれども、それがまた翌年、美しい花を咲かせてくれます。この若返り、若々しさ、瑞々しさといひますか、こうしたものが永遠の命でつながっているというシンボルが、左近の桜、右近の橘ではないかと思ひますけれども、読書や和歌を詠むことを通じて、心を涵養することも重要だと存じます。

また、溝口先生が専門とされているスポーツも極めて重要です。学校の先生ではなく、県内各地には文化資本を担っている方たちがいらっしゃいますので、特にスポーツの人材バンクをつくっておりますけれども、こうした外部人材の活用を推進してまいりたいと存じます。

また、最近では、子供の学力と家庭の経済力が関係しているということは、共通認識になっております。いかにして貧困を克服するかが重要です。先ほど、加藤委員が、貧困自体がいじめの対象になっているとおっしゃいました。実に鋭い御指摘でありまして、子供たちに貧困の責任はありませんので、子供たちが置かれている厳しい逆境を大人が全員で助けることが必要です。

教育委員会がリーダーシップをとって、子供たちを助けていく、そして、誰もが尊重されるような教育環境を作っていきたいと存じます。

この4つの協議事項につきましては、御承認賜ったということでよろしいでしょうか。

教育委員会： 異議なし。

川 勝 知 事： ありがとうございます。

それでは、その他の議事に移ります。まずは、「学校における『富士山の日』の状況」についてです。

事務局から御説明ください。

事 務 局： 事務局から、「学校における『富士山の日』の状況」について御説明いたします。

本編資料の16ページを御覧ください。

「1 県立学校における『富士山の日』の状況」でございます。

県教育委員会では、教育委員会規則である静岡県立高等学校、中学校、特別支援学校の学則をそれぞれ改正して、平成23年から「富士山の日」を学校休業日としています。

「(1)県立高校」の状況でございますが、一部の高校では、生徒に対して地域のイベントを紹介することなどによって、生徒の自主的な活動を促しております。

資料には、取組の一部を記載いたしましたが、例えば、吉原工業高校では、3Dプリンタを利用した富士山の模型づくりを実施したり、磐田西高校では静岡文化芸術大学で行われました「富士山の日」の企画展示を見学するよう、生徒に促したりしております。

次に、「(2)県立特別支援学校」の状況でございます。

県立特別支援学校では、児童生徒が自宅において、一人で過ごすことが難しいため、多くの学校で独自の行事などを実施しております。

例えば、浜松視覚特別支援学校では、富士山を題材とした俳句や詩を作ったり、沼津特別支援学校伊豆田方分校では、PTAが主催して富

士山の日もちつき大会を開催したりしております。

次に、「2 市町立学校における『富士山の日』の状況」でございます。

現在、学校を休業日としている市町は、沼津市、三島市、富士宮市、西伊豆町の3市1町でございます。他の市町は、学校休業日としておりませんが、その理由は、保護者が休暇を取得することができないこと、あるいは中学生は受験を控えた重要な時期であるためとなっております。

以上で事務局からの説明を終わります。

川 勝 知 事： ありがとうございます。この件につきましては、教育委員会を代表いたしまして、木苗教育長から御発言をいただきます。

木 苗 教 育 長： 「富士山の日」については、次世代を担う子供たちが家庭や地域と一緒にあって富士山を寿ぐきっかけとなるように、教育委員会を挙げて、趣旨の実現に向けて、取り組んでおります。

事務局から御説明いただいたように、一部の県立学校では、「富士山の日」に独自の取組をしています。それ以外でも、「富士山の日」の前後の期間や、年間を通して、富士山をテーマとした授業を行ったり、富士山周辺でフィールドワークを行ったりと、それぞれ学校活動の一環として、いろいろな取組をされています。

また、市町においても、この考えに御賛同いただき、「富士山の日」及びその前後において、特別なイベントを幾つか実施しております。

「富士山の日」については、市町、あるいはNPOが行うイベントや県民運動に、児童生徒が積極的に参加するために学校を休業している3市1町がございますが、学校教育と異なる場で、富士山に思いを寄せることも生涯学習の点からは、大きな意味があると考えております。

ただ、学校を休業日にするかどうかは、一部、県議会からも御質問をいただきました。特別支援学校に通う児童生徒の保護者の方には、仕事を持っている方もおり、自分の子供が休むと自分も仕事を休まなければならないということで困っていると聞いております。

学校における「富士山の日」のあり方については、もう少し考えてみたいと思います。どのように取り組むことが「富士山の日」の趣旨をより理解し、実践できるか。学校休業日の扱いを含め、高校入試前で授業時間を確保したいという意見もございますけれども、それぞれの学校の実態を更に分析しまして、なるべく早いうちに教育委員会として十分に検討し、また現場も見て、結論を出していきたいと思います。

富士という名前は、川勝知事もよく言われますように、富士山がもちろントップですけれども、日本には何々富士というものが340あまりございます。我々はそういう環境で育ってきて、富士山を見ると心も安らぎます。それは、子供たちにとっても非常によいことです。ですから、富士山を含めて、静岡県のことを学ぶことを教育委員会としてや

っていきたいと考えています。

今年1年で、できるだけ結論を出したいと思っております。以上です。

川 勝 知 事： ありがとうございます。興委員お願いします。

興 委 員： 教育長が、結論を出したいとおっしゃいましたが、何について結論を出していくのですか。

木 苗 教 育 長： 「富士山の日」については、これまでもいろいろと取り組んでまいりました。これまでの取組を整理し、今後の方向性を検討します。

全ての県立学校や市町立学校が絶対にこうしなければならないという結論ではなく、それぞれの学校等の事情を加味しながら検討します。

一方で、それぞれの取組がばらばらになっていることも余り好ましいことではないと思っておりますので、そのあたりも含めて現状を整理し、今後の方針を検討してまいります。

興 委 員： 県立学校は特別支援学校や県立中学校も含めて、「富士山の日」を学校休業日にすることが決まっています。加えて、これまでも毎年、県教育委員会においては、市町教育委員会や各学校現場の理解が得られるように、教育長がアナウンスをしてきています。

そういう意味では、私は県教育委員会としては、できることはそれなりにやってきたのではないかと考えています。

ただし、もともと「富士山の日」を条例で制定したときの趣旨である、「富士山について理解と関心を深め、富士山を愛する多くの人々とともに、富士山憲章の理念に基づき、富士山を後世に引き継ぐことを期する活動」がどこまでできているか検証は必要だろうと思います。

それには、県の教育委員会だけではなくて、もともとイニシアチブをとっていたのは、当時の県民部であるわけですから、知事部局と連携して、理解の促進を図っていくことが重要だろうと思います。

そういう意味で、私が質問させていただいた趣旨は、教育委員会だけでは限界があるだろうと思いましたが、知事におかれましても、担当部局に指示を出していただければと思います。以上です。

木 苗 教 育 長： 私は、「富士山の日」の過ごし方も含めて、教育委員会が取り組んでいることは、教育委員会だけで全て解決できるものばかりではないと考えておりますし、教育の問題は、オール静岡で取り組んでいかなければならないと考えておりますので、最初に発言いたしましたとおり、「富士山の日」に関しても、文化・観光部と連携してまいります。

溝 口 委 員： 「富士山の日」については、学則を改正するかどうか、そこまでの議論の必要はないということですね。これまでの取組を検証して、「富士

山の日」の過ごし方をよりよいものにしていくために、議論を進めるということによろしいでしょうか。

木苗教育長： はい。

川勝知事： 「富士山の日」については、平成21年12月議会において、全会一致で決まりまして、今は山梨県でもお決めになりまして、両県で2月23日は富士山を寿ぐために、両県が合同で県を挙げて取り組んでおります。

しかし、主人公は県民です。「富士山の日」について、県民の方々がどのようなことをされているか検証し、その知識を共有していく、その日を大事にしていくということで御了解賜ればと存じます。

それでは、次に移ります。その他の2つ目、「県行財政改革推進委員会意見書『学校給食関係』への対応」についてであります。

事務局から資料の説明をお願いします。

事務局： 事務局から御説明いたします。

本編資料の17ページ、資料の4を御覧ください。

県行財政改革推進委員会は、「学校給食関係」に関する意見書を平成28年2月、知事に提出いたしました。この意見書の中の改革意見について、簡単に御説明いたします。

行財政改革委員会は、改革意見の(1)として、「給食費に関する透明性の確保」を求めています。具体的には、食品の購入に当たっては、公正な競争でより安価な食材の調達のため、「事業者の比較検討」をすることなどの意見が出されております。

改革意見の(2)は、「地元食材の活用」でございます。「食育、地元食材活用の推進に当たって、県教育委員会にリーダーシップの発揮」が必要であるとの意見が示されております。

改革意見の(3)は、「学校給食における県学校給食会の役割」でございます。具体的には、「状況の変化に応じた学校給食供給等のあり方と県学校給食会の役割の再検討」が求められるとの意見が示されております。

改革意見の(4)は、「その他の論点」として、「献立作成や食品選定は委員会を設置し、調理受託者の研修会参加への配慮等」を行うよう意見が示されております。

次に、「2 意見書において県教育委員会に求めていること」といたしまして、「改革意見への対応方針を整理判断」すること、「市町教育委員会に対する指導助言」を行うこと、「公益財団法人静岡県学校給食会が自らの改革を進めるよう働きかけ」ること、などを指摘しております。

本日は、皆様のお手元に、「平成27年度静岡県行財政改革推進委員会意見書（別冊：学校給食関係）」を配付させていただきました。詳細な内容につきましては、そちらを御覧いただきたいと存じます。

以上で事務局からの説明を終わります。

川 勝 知 事： ありがとうございます。

この件につきましても、まず教育委員会を代表して、木苗教育長から御発言をお願いします。

木 苗 教 育 長： 事務局から説明がありましたように、県の行財政改革推進委員会よりいただきました学校給食関係に関する意見書にある改革意見につきましては、学校現場の状況等を踏まえながら進めてまいります。

具体的には、透明性を持った食材納入業者の決定基準などを記載した、静岡県学校給食のガイドラインについて、市町教育委員会やあるいは学校などに周知期間を設けた上で、平成29年度より活用できるように作成いたします。

また、公益財団法人静岡県学校給食会につきましても、関係者と協議しながら改革を進めるよう働き掛けを行うとともに、県立学校につきましては取り組める見直し項目を前倒しして、積極的に対応してまいります。

今後、よりよい学校給食を目指した取組については、県、市町と連携して、透明性の高い活用を積極的に進めてまいります。以上です。

川 勝 知 事： ありがとうございます。この件につきまして、委員の皆様方、御意見いかがでしょうか。それでは、溝口委員をお願いします。

溝 口 委 員： 私たち教育委員は、この資料を初めて見たので、なかなか意見が言えない状況でした。

私の息子は小学生です。公立学校から公立学校へ転校したのですが、市町によって給食が全然違うと感じます。給食費も全然違うし、例えば、浜松市だと米飯を週1回持っていかなければなりません。

貧困家庭もありますし、米飯を持参することが現状と合っているかは疑問です。また、アレルギーの問題も繊細な対応が必要です。

行革から学校給食に関して問題提起されましたが、私たち教育委員会と問題に対する認識にギャップを感じています。そういう意味では、教科書の補助教材と近いのかもしれませんが。

さまざまなことに透明性が求められている現代において、学校給食に関しても見直していくという流れがあるのか、事務局から説明していただきたく存じます。

事 務 局： 行財政改革推進委員会からの御意見を承りましたので、総合教育会議の資料としてまとめさせていただきました。

報告書の改革意見のポイントは、溝口委員の御指摘どおり、透明性の確保であると存じます。それにつきましては、教育委員会で御検討い

ただき、方針等が決まりましたら、総合教育会議の場で進捗状況を御報告いただければと考えております。以上でございます。

木 苗 教 育 長： 溝口委員が御発言なさった中で、実際の学校給食の内容等につきましては、例えば、食中毒の問題や、食材の安全性の問題等がございますので、それは管理栄養士や栄養教諭を中心に整理していくべき問題であると考えております。

今回の報告書に関しては、行財政改革推進委員会で、米飯や食材等の購入等について、透明性を担保しているかという問題ですから、問題の論点を整理して、教育委員会内で議論してまいります。

興 委 員： 教育委員会として、今日の議題を受けとめて、教育委員会のあり方全体の反省が必要だと思えます。

学校給食会の件につきましては、2月22日、知事に意見書が出され、同日付で教育長にも出されたわけですが、2月22日以降、県の教育委員会は一切、報告を受けておりませんでした。

私たち自身が、耳目を開いて、積極的に情報収集が必要だったかもしれませんが、教育委員としての限界がそこにあっただろうと思えます。

ただし、一言、この機会にこういう問題が提起されたので、むしろ建設的な形で申し添えたいと思えます。

26年度の事業レビューを踏まえて、静岡県行政財政改革推進委員会が種々議論をなさいました。その中の一つとして、補助教材も取り上げられ、県の教育委員会からの報告をもとに真摯に議論があったことは報告書の中に残っています。

加えて、同種の問題として、この給食会のあり方、給食提供の話が出ております。報告書を読ませていただきましたが、指摘のポイントは御指摘のとおりと素直に思っております。

教育長が言われましたように、知事、並びに知事部局と連携し、私たち教育委員が耳目を広げて、積極的に情報収集すれば、おのずと展開があることかと思えます。

今回出されました、静岡県行財政改革推進委員会の意見書は、この別冊の学校給食関係だけでなく、本文がございます。私は併せて本文も読ませていただきましたが、県教育委員会として、本文も真摯に受けとめていく必要があると思えます。

本日の会議では本文が資料として配布されておりましたが、行財政改革推進委員会が指摘する点は、大きく4点ございます。

1点目は、改革を実行していく力が必要であること、これは括弧書きでインプリメンテーションとしてわざわざ書かれております。こういう問題を受けとめて、どう具体化していくかという能力が不足しているのではないかという指摘です。

2点目は、改革を推進するに当たって、県がリーダーシップを持って、

市町や民間等と連携しながら、未来を切り開いていかなければならないと書かれております。県民の幸福度を最大限にする努力が必要だろうという指摘でございます。

3点目は、行政サービス等の抜本の見直し、イノベーションが必要だという指摘でございます。ここに触れられておりますのも、単に公共という概念の限界だと思いますが、NPOや民間企業、地域住民等との連携・協働をさらに促進させることが必要と書かれております。

4点目は、県の人材や組織として、県民幸福度の最大化につながるような施策にしていかなければならないので、あるがままの施策をそのまま受け入れるのではなく、抜本的に現行のシステム全体を見直していく意識が必要だと触れられております。

行財政改革推進委員会の意見書は、もともと副読本の問題に始まりまして、今回の給食の問題もそうでございますが、ポイントを突いた検討がされているものと私は受けとめております。

私たち教育委員会も、別冊の意見書のみならず、本文も含めて、真摯に考えてまいりますので、ぜひ知事部局におかれましても、リーダーシップを発揮していただければと存じます。以上です。

川 勝 知 事： 行財政改革推進委員会の前に事業レビューが行われています。きっかけになりましたのは浜松の学校給食における食中毒です。

学校給食会を通して、給食を提供しているわけですが、学校給食会の基本的任務は、戦後、食糧不足の中で、少なくとも主食である米とかパンが確実に子供たちに届くようにと、その生産業者、または調達業者を指定いたしまして、学校に届けることになったわけです。

しかしながら、日本が豊かになり、飽食の時代になりまして、学校給食会はいわば教育委員会のお偉方が天下りしていく組織になって、何にも活動していない。ですから、形骸化していることが明らかになったわけです。

事業レビューの際も、前日まで教育委員会の担当者が出てこない、各学校給食会の担当者が出てこないというような状況で、ようやく出てきていただいて、いかに不透明であるかが明らかになったわけです。

現在、食育や地産地消が語られ、平成14年からは、給食の食材はどこから調達してもいいことになり、市町の権限において、主体性を持つてできるのですが、何もしていない。だから、何をしているのですかという御意見なわけです。

教育委員の皆様にも、このような背景などについても、事務局からの説明が必要だったと思いますが、これまでの教育委員会事務局と学校給食会は、いわば癒着しているところもありました。ですから、これは徹底的にやる必要があります。

まずはこの報告書を一度、お持ち帰りいただいて、よく読んでいただき、しかるべきときに議論することが望ましいかもしれません。

木苗教育長： 報告書をいただいた後、時間的な制約がございましたので、対応等が若干遅れている部分がありましたけれども、これから学校給食会とも話し合いながら、事業内容等も全部チェックして、対応していきたいと考えています。

興委員： 先ほど、本年度の協議事項を決定いたしました。これは、協議事項ではなくて、知事部局が所掌する諸施策のうち、これはというものを総合教育会議の場で御報告いただければ、教育委員会でも敏感に対応していくことが可能になるかと思えます。単にメモだけでも結構ですが、情報提供してくださるとありがたいと思いました。

4つの協議事項のほかに、その時々タイムリーな情報提供があつていいのかなと思えます。

川勝知事： 興委員の言われるとおりです。今回は、その他の事項に入っておりますけれども、先ほどの「富士山の日」や学校給食会のように、問題として捉えるべきことは、総合教育会議の場で論点として取り上げるということによろしいのではないのでしょうか。

4つの協議事項をベースにしながら、時間の許す限り、場合によっては臨時会を開いていただきまして、議論すべきことは徹底して議論し、何事かをお決めいただくようにしたいと存じます。

学校給食会についても子供たちの食にかかわることですから、これは外すというわけにはいかないと存じます。

一応、予定した時刻を若干過ぎておりますが、最後に何か御発言がなければ、議事を終了したいと思います。教育長、よろしいですか。

木苗教育長： 本日、「ふじのくに『有徳の人』づくり大綱」の実現に向けて、今年度の協議事項等を決定していただきました。

4つの協議事項については、今後の静岡県の教育の未来を見据えた議論を積極的に進めていきたいと存じます。また、大綱に示された8つの重点取組方針をきちんと具現化することが大事だと思います。

施策の具現化に向けて、教育委員会は頑張っていきますので、どうぞ今後とも御協力をよろしくお願いしたいと思います。以上です。

川勝知事： 教育長はランチミーティングを開催されているとお聞きしました。

木苗教育長： 知事がランチミーティングと言ってくださいましたが、教育委員会では、昨年5月に私が教育長に就任してから、三十回近く、ランチミーティングを開催しました。

教育委員会事務局は西館の7階、8階にあり、事務局職員が全部で二百数十名います。1回には10名ぐらいですけれども、食事をしながら、

自己紹介も兼ねて、自分の仕事で何が問題なのかを聞いていきました。

まだ、今年は2回目ですが、これから順次やっていきます。教育委員の皆様ともランチミーティングをやらせていただきます。近いうちに知事をお招きして、教育委員会のランチミーティングをさせていただきたいと思います。教育長室も大分変わりましたので、見ていただきたいと存じます。

私は運動もやっていますし、曲がったことが嫌いで、物事もはっきりずばずばと言いますけれども、最後は自分が責任をとるという姿勢は一切変わりません。言うだけということは絶対にしません。

いつでも御意見は伺います。御意見箱ではないですが、さまざまな御意見をいただきながらやっていきたいと思います。

一緒に汗をかくことが大事だと思います。言うだけなら誰でもできます。一緒にやる、これが大事だと思います。以上です。よろしく願います。

川 勝 知 事： ありがとうございます。それでは、以上で予定をいたしました議事を終了いたします。進行を事務局にお返しします。

事 務 局： 皆様、長時間にわたりありがとうございました。

本年度の第2回の総合教育会議は6月の開催を予定しております。後日、事務局で日程調整いたしまして、御連絡をいたします。よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、第1回静岡県総合教育会議を終了いたします。皆様、ありがとうございました。

【閉 会】